

沿線3市(清瀬市・東久留米市・西東京市)男女共同参画連携事業「わたしの防災コトはじめ」

3市の実行委員会では、女性・高齢者・障害者・子どもなどのケアを担う方の声を活かし、地域防災力アップをめざす連続講座をシリーズで開催します。

対象 地域防災に携わっている方。各回先着40人
日時・講師 下表の通り
場所 男女共同参画センター
※保育あり(6か月～未就学児、各回先着10人、要予約)。

Table with 2 columns: 日付, タイトル・講師. Contains details for three sessions on disaster preparedness.

清瀬市立科山荘秋の体験ツアー

バーベキュー・陶芸・りんご狩り・ぼうとう作りなど食欲の秋を楽しみます。先着30人(最少催行人数16人)
日時 10月28日(土)午前8時～29日(日)午後4時ごろ
場所 集合・解散＝清瀬駅北口西友前、宿泊＝清瀬市立科山荘(長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野)
費用 おとな＝25,000円、小学生＝21,500円、幼児＝17,000(1泊4食付き・バス代・保険料込み・各体験料)
※市内在住・在勤でぼうとう作りをされた方は2,000円の補助金あり(幼児は1,590円)。

秋季市民ハイキング～奥武蔵・低山散歩～

ハイキング初心者でも歩きやすい「多峯主山」を目指します。雨天決行・荒天中止。
対象 市内在住・在勤・在学の方(小学生以下は保護者同伴)。先着30人(最少催行人数10人)
日時 10月29日(日)午前7時45分清瀬駅北口交番前集合・受付
場所 埼玉県飯能市(多峯主山周辺)
費用 300円(傷害保険料・手拭い代など)
持ち物 交通費(ICカード推奨)・昼食・飲み物・筆記用具・健康保険証(写)・雨具(上下で分かれているもの)・手袋(軍手)・タオル・敷物・登山に適した靴(運動靴可)
※受付時に実施要項を配布。

子育て世代を応援！ 近居支援事業を実施しています

市では小学校就学前の子ども(胎児含む)がいる子育て世帯と親世帯が、市内で近居または同居するための引っ越し費用などの助成を行います。
対象 子育て世帯・親世帯のいずれかが市内に転入する世帯で、子育て世帯・親世帯ともに次の条件をすべて満たす方。
◆区市町村税の滞納がない◆世帯員が暴力団または暴力団密接関係者でない◆市内へ転入する世帯が住民となった日から起算して3年以上に渡り、市内に居住を継続する見込みである◆過去に助成を受けていない◆現在市内に居住している世帯が市内に1年以上継続して居住している
対象費用 引っ越し・不動産登記費用(消費税込み)
助成金額 助成対象費用の2分の1(上限10万円)
申込み期限 転入日(住民票異動日)から6か月以内
※予算に限りがあります。申請前にお問い合わせください。
問合せ まちづくり課まちづくり係 ☎042・497・2093

助成金交付までの手続きの流れ
①清瀬市へ引っ越し・住民票を異動
②助成金交付申込み＝「清瀬市子育て世帯近居支援事業助成金交付申込書」(まちづくり課・市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、申込み書に記載の添付書類とともにまちづくり課へ提出
③助成金の交付決定＝市から「清瀬市子育て世帯近居支援事業助成金交付(不交付)決定通知書」を送付(不交付の場合は、助成金は交付されません)
④助成金の請求(交付の場合)＝「清瀬市子育て世帯近居支援事業助成金交付請求書」(まちづくり課・市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、まちづくり課へ提出(指定の金融機関へ助成金が振り込まれます)

公的年金からの個人住民税(市民税・都民税)の特別徴収
10月からの徴収税額と仕組みが変わります
「年金特別徴収」とは、年金保険者が公的年金等に係る個人住民税を差し引いてから年金を納入する制度です。
◆10月は徴収税額の切り替え月です
上半期の徴収税額により、下表1のように下半期の徴収税額が変更となる場合があります。月額は変更しませんが年間の税額は変わりません。
対象 平成29年4月1日現在65歳以上で前年中に公的年金等が支払われた方で次の①②を満たす方。
①平成28年中の老齢基礎年金が年間18万円以上であり、かつ特別徴収税額を上回る②介護保険料が公的年金から特別徴収されている
◆月ごとの計算方法が変わります
平成25年度の税制改正により、4月・6月・8月の仮徴収額と10月・12月・2月の本徴収額との均一化を図るため、平成29年度以降の仮徴収額の計算方法が変更されました(表2)。これまでであった仮徴収額・本徴収額の大きな差が生じにくくなります。
また、市外転出や税額変更の場合も一定の条件のもと、年金特別徴収が継続します。
※詳しくは市ホームページまたは左記へ。
問合せ 課税課市民税係 ☎042・497・2040

表1.10月からの切り替え税額の例
1-1平成29年度から特別徴収が開始または再開される方(年税額84,000円)

Table with 4 columns: 区分, 上半期, 下半期. Shows tax amounts for different quarters.

上半期は年税額の2分の1相当額を普通徴収(2回)で納付。下半期は残りの2分の1を3回に分けて年金から徴収

1-2前年度から特別徴収が継続となる方(年税額84,000円、平成28年度公的年金に係る年税額が72,000円)

Table with 4 columns: 区分, 仮徴収(上半期), 本徴収(下半期). Shows tax amounts for different quarters.

上半期は前年度の年税額の2分の1を3回に分けて、下半期は平成29年度の年税額から仮徴収された分を差し引いた残りを3回に分けて年金から徴収
※ここでの年税額は公的年金等に係る個人住民税額です。他の所得に係る個人住民税額は含みません。

表2.平成29年度以降の仮徴収額算定方法
前年度から特別徴収が継続となる場合の仮徴収額は前年度の公的年金等に係る個人住民税額(年税額)の2分の1相当額となります

Table with 4 columns: 区分, 仮徴収(上半期), 本徴収(下半期). Shows calculation methods for different years.

(開始・再開の場合は表1-1と同様です)

消費生活センター「消費生活講座 実家の片づけと生前整理」
先着40人。
日時 10月27日(金)午後2時～3時30分
場所 消費生活センター
講師 一般社団法人実家片づけ整理協会 渡部亜矢氏
持ち物 筆記用具
申込み・問合せ 10月3日(土)午前9時～午後5時(平日午前9時～午後5時)に直接窓口または電話で消費生活センター ☎042・495・6211へ
講師 渡部亜矢氏

柳泉園組合の「水銀濃度分析測定結果」
柳泉園組合では、廃棄物焼却施設の排ガス中の水銀濃度について、法律上の水銀排出規制基準は定められていないため、自己規制値を0.05mg/ノルマルリユーベと定め、自己規制値を0.05mg/ノルマルリユーベと定め測定しています。平成29年5月～7月の測定結果は、左記のとおりです。
水銀濃度分析計測定結果 (単位: mg/ノルマルリユーベ)
測定施設 自己規制値 平成29年5月 平成29年6月 平成29年7月
1号炉 0.05 0.00 0.00 0.00
2号炉 0.00 0.00 0.00
3号炉 0.00 0.00 0.00
問合せ 柳泉園組合 ☎042・470・1547またはごみ減量推進課 ☎042・493・3750

東京都シルバーパスは、70歳以上の都民の方を対象として、都営交通(都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー)及び都内の民営バスに乗りこすことのできるパスです。一般社団法人東京バス協会が発行しています。有効期限は発効日から平成30年9月30日までです。
シルバークラスの新規発行を希望される方は、満70歳を迎える月の初日から申込みができます。下表にある必要書類などをそろえ、最寄りのシルバークラス取り扱いバス案内所などでお申し込みください。
※市役所窓口では東京都シルバーパスの発行・更新などの手続きは行っておりません。詳しくは下記へ。

Table with 2 columns: 対象区分, 必要書類・費用. Lists requirements and fees for different age groups.

「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座
東京都では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、簡単な外国語で道案内などの助けをする語学ボランティアを育成しています。育成講座を受講後、「外国人おもてなし語学ボランティア」として登録されます。大会期間中に競技会場などで活動するボランティアとは異なります。
対象 本講座を初めて受講する市内在住・在勤・在学の15歳以上(中学生を除く)で次の条件を満たす方。実用英語技能検定2級以上またはTOEIC 500点以上に相当する語学力がある(簡単な日常英会話ができる)、講座中のグループワークやロールプレイング
問合せ 生涯学習スポーツ課 ☎042・495・7001

東京都シルバーパス新規手続きのご案内
問合せ 東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950(平日午前9時～午後5時)